

平成25年(健厚)第1396号

平成26年6月30日

主文

本件審査請求を棄却する。

理由

第1 審査請求の趣旨

審査請求人(以下「請求人」という。)の審査請求の趣旨は、後記第2の5記載の原処分取消しを求めるということである。

第2 審査請求の経過

1 請求人は、事業所名をa社(登記簿上の本店所在地は〇〇市〇〇〇〇〇〇〇〇番地の〇)と称する適用事業所の事業主である。

2 請求人は、平成〇年〇月〇日(日本年金機構(以下「機構」という。)〇〇年金事務所受付)、A(以下「A」という。)に係る、健康保険・厚生年金保険の被保険者資格喪失日(以下、単に「資格喪失日」という。)を同年〇月〇日とする「健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届」(以下「本件資格喪失届」という。)を厚生労働大臣に対し提出した。

3 歳入徴収官である厚生労働省年金局事業管理課長(以下「事業管理課長」という。)は、平成〇年〇月〇日、請求人に対し、平成〇年〇月分保険料として〇万〇〇〇〇円を指定金融機関から口座振替により受領した(領収日:平成〇年〇月〇日)旨を通知した。また、事業管理課長は、平成〇年〇月〇日、請求人に対し、同年〇月分保険料〇〇万〇〇〇〇円の納入告知書を発行して、納入告知をした。

4 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付けで、本件資格喪失届に基づきAに係る「健康保険・厚生年金保険資格確認」の処分を行い、同日、Aの健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格喪失の効力が生じた(健康保険法(以下「健保法」という。)第39条第1項、厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)第18条

第1項)。

- 5 事業管理課長は、平成〇年〇月〇日、請求人に対し、「下記のとおり超過額が生じましたが、健康保険法第164条・厚生年金保険法第83条・児童手当法第22条等の規定により平成〇年〇月分保険料(拠出金)の充当整理をしましたので、本月分については、納入告知書を発行しません」とする「納入告知書不発行通知書」を送付して、納入告知書不発行の通知をした。その超過となった理由は「資格喪失届の提出のため。」とされている(事業管理課長が上記各規定に基づき、超過額により、平成〇年〇月分保険料の充当整理をした処分(児童手当法に係る部分を除く。))を、以下「原処分」という。)
- 6 請求人は、原処分を不服として、当審査会に対し、審査請求をした。

第3 当審査会の判断

1 厚年法第19条第1項により、厚生年金保険の被保険者期間の計算は月によるものとし、被保険者資格を取得した月から同資格を喪失した月の前月までを、被保険者期間に算入するとされている。また、健保法施行規則(大正15年内務省令第36号)第29条第1項、厚年法施行規則(昭和29年厚生省令第37号)第22条第1項は、それぞれ被保険者の資格喪失の届出は、当該事実があった日から5日以内に、健康保険被保険者資格喪失届又は厚生年金保険被保険者資格喪失届を機構に提出することによって行う旨規定している。

2 健保法第164条第2項、厚年法第83条第2項は、厚生労働大臣は、納入の告知をした保険料額が当該納付義務者が納付すべき保険料をこえていることを知ったとき又は納付した保険料額が当該納付義務者が納付すべき保険料額をこえていることを知ったときは、そのこえている部分に関する納入の告知又は納付を、その納入の告知又は納付の翌日から6箇月以内の期日に納付されるべき保険料について納付を繰り上げてしたものとみなすことができる旨規定している。

- 3 本件の場合、Aの資格喪失日が平成〇年〇月〇日であるから、Aに係る当該適用事業所の被保険者期間は、平成〇年〇月までとなり、Aについて同年〇月分保険料は賦課されない。一方、本件資格喪失届は、資格喪失日から5日以内に提出されるべきところ、請求人が本件資格喪失届を提出したのは、約〇か月後の平成〇年〇月〇日である。そして、Aが平成〇年〇月〇日に資格喪失したとの効力は厚生労働大臣がこれを確認した平成〇年〇月〇日に生じたものであるから、事業管理課長が平成〇年〇月〇日付でした平成〇年〇月分保険料の納入告知は何の瑕疵もない。
- 4 請求人は、平成〇年〇月分の納入告知書が、Aの分も合算された保険料額（〇〇万〇〇〇〇円）であったため、同年〇月〇日、金融機関の保険料に係る自動引落を停止する手続をした。
- 5 事業管理課長は、平成〇年〇月〇日付で、同年〇月分保険料（〇〇万〇〇〇〇円）の督促状（指定期限：同年〇月〇日）を、請求人に対し送付した。
- 6 請求人は、平成〇年〇月〇日付、当審査会に対し、①〇月分保険料（変更前）〇〇万〇〇〇〇円は支払わない（当初は払わなくても良い、正しくなってから支払いする事で確認していた）、②〇月以降の分は変更後の金額を支払う、③〇月分支払っていないのに充当整理されるのは不自然であるの3点を「当社の要望」とした書面を提出した。
- 7 以上から、請求人の主張を理由のあるものと認めることができるか否かを検討するに、上記認定の経緯によると、請求人が資格喪失後5日以内に本件資格喪失届を提出しなかったことが原因で、資格喪失の効力発生が平成〇年〇月〇日となったが、それよりも前の平成〇年〇月〇日付で事業管理課長がした納入告知に係る保険料額が、納付すべき保険料をこえているという事実が生じたのであるが、厚生労働大臣は、上記2のとおり、そのこえている部分に関する納入の告知

又は納付を、その納入の告知又は納付の翌日から6箇月以内の期日に納付されるべき保険料について納付を繰り上げてしたものとみなすことができるのであるから、原処分は法令の規定に則って行われたものであって、もとより妥当である（健保法第180条第4項、厚労法第86条第5項、国税通則法第57条）。請求人の主張は、理由があるものと認めることはできない。

- 8 以上のとおりであるから、請求人の本件審査請求は理由がなく、これを棄却することとして、主文のとおり裁決する。